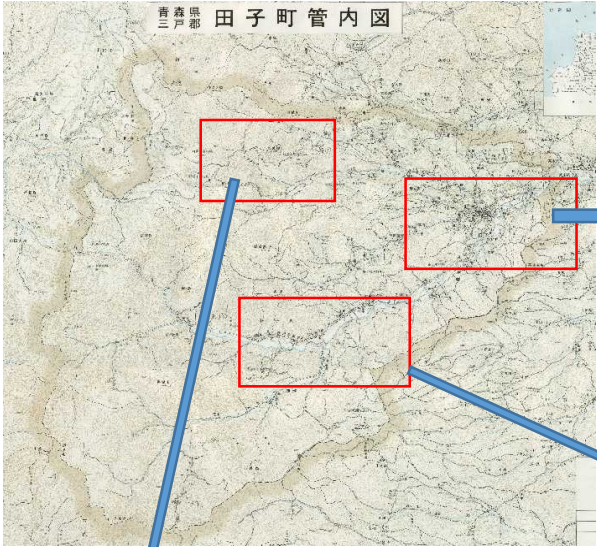
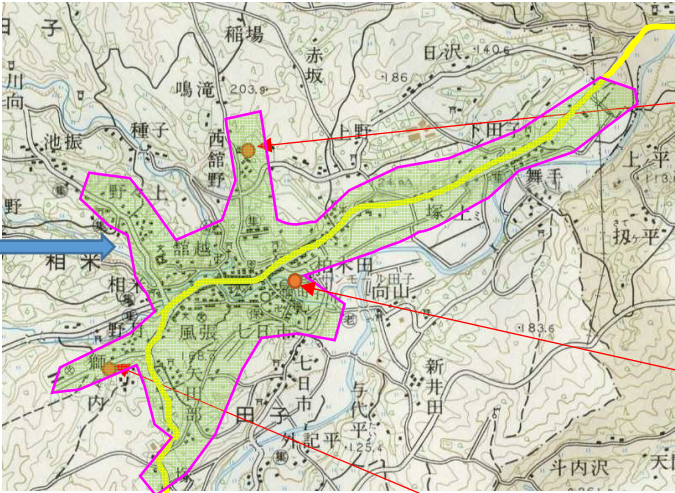
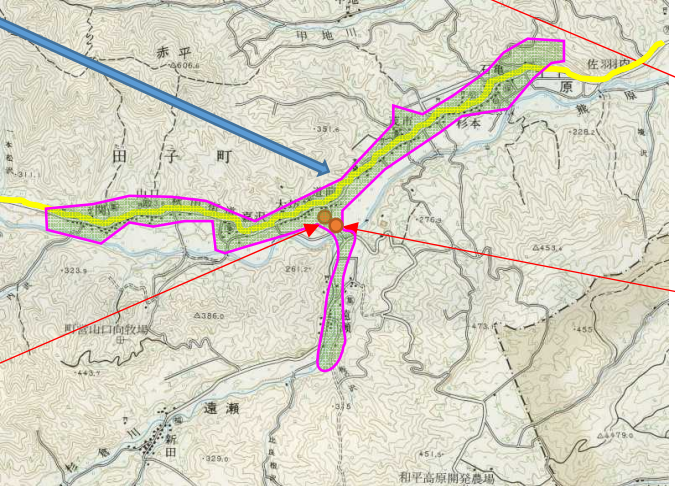


田子町特定居住促進計画(案)

○年○月○日策定（○年○月○日変更）

自治体名	田子町	計画期間	令和8年度～令和10年度
1. 特定居住促進区域			
    3-1移住体験住宅1号（民間空家活用）  3-5田子町文化観光交流施設みろく館  3-2移住体験住宅2号（行政遊休施設活用）  3-3移住体験住宅3号（行政遊休施設活用）  3-6 ロッジカウベル  3-4 旧上郷小学校			

2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

田子町は青森県の最南西部に位置し、秋田県・岩手県と接する県境の町です。都市圏から町への訪問については、東北新幹線八戸駅から車で約50分、東北新幹線二戸駅から車で約30分の距離にあり、首都圏からは新幹線と車の乗継ぎで概ね3時間で町中心部へのアクセスが可能となっている。

町では深刻化する人口の社会減対策として、地域おこし協力隊の採用や、町外への就業場所に通勤する人への通勤助成、店舗改修補助金や、転入者への賃貸住宅向けの住宅料助成を行っている。自然減対策としては、こども医療費・小中学校給食費の無償化、保育料及び保育給食費の軽減（第2子からは全額軽減）、小学校から高校生までの入学祝い金の贈呈などを実施し、子育て世代の経済的負担を軽減する施策を展開している。

また、農業（たっこにんにく、葉タバコ、稲作）への就業人口減少は、町の基幹産業の維持を揺るがす深刻な課題となっており、特に農繁期における労働力不足は、高齢農家の身体的負担増とそれに伴う廃作・耕作放棄地の増加に直結している。

本事業は、町内に現存する「空き家資源」を利活用し、都市部からの二地域居住者や関係人口を「農繁期のサポーター（援農人材）」として受け入れる拠点を整備する事を主とするものである。車を持たない滞在者でも生活・移動ができる低コストなモビリティ環境を一体的に整備することで、地方小規模自治体における「身の丈に合った持続可能な二地域居住モデル」の確立を目指す。

(2) 目標

①お試し居住施設開設日数：年120日（3施設合計）

②官民連携による空き家物件の掘り起こし・情報提供数：10件

③滞在から「完全移住（空き家の取得・賃貸）」へステップアップした件数：3件

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	お試し居住施設	移住体験住宅 1号	田子町大字田子字西館野56-15	なし	整備済み	田子町	平成29年1月完了
2	お試し居住施設	移住体験住宅 2号	田子町大字田子字獅々内3-4	なし	整備済み	田子町	平成30年7月完了
3	お試し居住施設	移住体験住宅 3号	田子町大字山口字道前13-2	なし	改修	民間事業者	令和8年10月～ 令和9年3月
4	交流促進施設	旧上郷小学校 (廃校活用拠点)	田子町大字山口字道前21-1	なし	整備済み	田子町	令和4年4月完了
5	交流促進施設	田子町文化観光交流施設みろく館 (コワーキング)	田子町大字田子字天神堂向41-1	なし	整備済	田子町	令和3年4月完了
6	宿泊・交流施設	ロジジカウベル	田子町大字田子字川代ノ上ミ66-3	なし	整備済	田子町	令和7年11月完了

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

適用なし

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

適用なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1)関連施設

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）

- ・ エリア

- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 二地域居住希望者への首都圏での移住相談会やSNS等を活用した情報提供
- 空き家バンクを活用した二地域居住希望者への空き家利活用の促進
- 担い手不足を課題に持つ地域産業と二地域居住希望者とのマッチング支援
- 二地域居住希望者やお試し移住希望者からの相談窓口の設置
- 二地域居住スタイルに合わせた、お試し暮らし居住体験プログラム実施
- モニタリングの実施

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的・地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。
計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

- (1)都道府県知事への意見聴取：令和8年9月1日
- (2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項
パブリックコメント実施：令和8年9月2日～令和8年10月1日
- (3)都市計画との調和に関する事項
担当課への確認：令和8年8月31日（※都市計画外である事を確認）